

## 令和6年分所得税の定額減税について

令和6年分の所得税における定額減税に関しては、国税庁ホームページの定額減税特設サイトをご覧ください。

### 定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



令和6年6月以降に給与の支払者（源泉徴収義務者）の方に行っていただく定額減税の詳しい情報やQ&Aなどを掲載しています。

※ 掲載情報については随時更新

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

定額減税に関するご相談はこちら【3月1日（金）から相談受付開始】

### 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

電話番号 : 0570-02-4562

受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝除く)